

事務連絡
令和4年11月7日

兵庫県内

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設

管理者様

(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・短期入所・重度障害者等包括支援を除く)

兵庫県福祉部障害福祉課長

令和4年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修の実施について

このことについて、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団に研修事業を委託し、下記により実施することとしましたので、お知らせします。

研修の詳しい内容及び申込方法は、兵庫県ホームページ又は県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所研修センターのホームページをご覧ください。

記

1 研修日程

下記日程の全10回のうちいずれか1回(1日)を受講

回	日程	時間(予定)	備考
第1回	令和5年2月1日(水)	9:00~17:00	兵庫県立総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所 ※オンライン開催に変更となる場合がございます
第2回	令和5年2月3日(金)		
第3回	令和5年2月15日(水)		
第4回	令和5年2月17日(金)		
第5回	令和5年2月22日(水)		
第6回	令和5年2月28日(火)		
第7回	令和5年3月2日(木)		
第8回	令和5年3月8日(水)		
第9回	令和5年3月10日(金)		
第10回	令和5年3月14日(火)		

2 受講対象者(次の(1)または(2)のいずれかに該当する方)

(1) 平成28年度から平成30年度に、サービス管理責任者等研修を受講された方で、県内事業所でサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として現に従事している方、又は従事する予定の方(複数の分野でサービス管理責任者等研修を受講されている場合は、初回の研修受講年度で判断してください。)

(2) 平成18年度~27年度までにサービス管理責任者等研修を受講された方のうち、令和元年度~3年度までの間に更新研修を受講できなかった方で、県内事業所でサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として現に従事している方、又は従事する予定の方

3 実施要項・申込方法等

県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所研修センター

「サービス管理責任者研修児童発達支援管理責任者研修更新研修」のページから申込

<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/?cat=30>

※ホームページ上の専用申込フォームからお申し込みください。

4 受講申込期間

令和4年11月7日（月）から令和4年11月28日（月）正午まで

※締切後の申込登録は一切受け付けいたしませんので、余裕を持ってお申し込みください。

5 留意事項

- (1) 受講決定者は先着順ではありません。また、受講申込が定員を超過する場合は、選考により受講者を決定します。

6 問い合わせ先

- (1) 研修内容に関する問い合わせ

県立総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所ホームページより、研修部門の問合せページからメールにてお問い合わせください。

<https://www.hwc.or.jp/kensyuu/form/contact/contact.cgi>

- (2) 研修制度等に関する問い合わせ

兵庫県福祉部障害福祉課障害政策班 小池

TEL 078-341-7711(代表) 内線3005

令和4年度兵庫県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修 実施要項

1 目的

障害者総合支援法等の適切かつ円滑な運営を行うため、サービスの質の確保に必要な専門知識と技術を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」と言う。）が、今後の動向を踏まえた視点の展望と役割を認識し、日常業務の内容を振り返るとともに実践内容の確認をすることによって、知識・技術の更なる底上げを図ることを目的とします。

2 実施主体

兵庫県から委託を受けて社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団が実施します。

3 対象者

- (1) 平成28年度から平成30年度に、サービス管理責任者等研修を受講された方で、県内事業所でサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として現に従事している方、又は従事する予定の方（複数の分野でサービス管理責任者等研修を受講されている場合は、初回の研修受講年度で判断してください。）
- (2) 平成18年度～27年度までにサービス管理責任者等研修を受講された方のうち令和元年度～3年度までの間に更新研修を受講できなかった方で、県内事業所でサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として現に従事している方、又は従事する予定の方

- 平成31年4月から研修制度が改正され、平成18年度から30年度までにサービス管理責任者等研修を受講された方は、令和元年度から5年度までの間に更新研修を受講しなければ、引き続きサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として業務に従事することができなくなりました。
- ただし、特定の年度に受講者が集中することがないように、受講対象者を以下のとおりとしています。

年度	受講対象者
元年度	平成18年度から23年度までに研修を受講された方
2年度	1. 平成24年度に研修を受講された方 2. 令和元年度に研修を受講できなかった方
3年度	1. 平成25年度～27年度に研修を受講された方 2. 令和2年度研修に受講申込みをしたが定員超過のため受講不可となった方
4年度	1. 平成28年度～30年度に研修を受講された方 2. 平成18年度～27年度までにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修を受講された方のうち令和元年度～3年度までの間に更新研修を受講できなかった方
5年度	1. 平成18年度～30年度までにサービス管理責任者等研修を受講された方のうち令和元年度～4年度までの間に更新研修を受講できなかった方 2. 令和元年度に更新研修を受講された方

4 研修日程

研修の修了にあたっては、以下の日程のうちいずれか1日を受講する必要があります。
申込フォームに、受講希望日程を3つまで選択してください。ただし、必ずしもご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

回	日程	時間	会場
第1回	令和5年2月1日(水)	9:00~17:00 (予定)	兵庫県立総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所 ※オンライン開催に変更となる場合がございます
第2回	令和5年2月3日(金)		
第3回	令和5年2月15日(水)		
第4回	令和5年2月17日(金)		
第5回	令和5年2月22日(水)		
第6回	令和5年2月28日(火)		
第7回	令和5年3月2日(木)		
第8回	令和5年3月8日(水)		
第9回	令和5年3月10日(金)		
第10回	令和5年3月14日(火)		

※プログラムの詳細は、受講決定者のみにお伝えいたします。

※日程については、ご希望に添えない場合があります。予めご了承ください。

※受講決定後の日程の変更は一切できません。

※研修については、会場の都合上、座席によっては暖房が十分に効かない場合がありますので、各自調整ができる準備をしていただきますようご協力をお願いします。

5 受講料について

3,000円

※研修に係る滞在、諸費用については、各自でご負担願います。

※納入方法については、受講決定者に対して別途お知らせします。

6 申込み方法等について

必ず、福祉のまちづくり研究所ホームページの「研修留意事項」「実施要綱」を確認した上で、専用の申込フォームからお申込みください。

(1) 申込方法

・福祉のまちづくり研究所ホームページから、ネット申込してください。

※紙媒体の郵送やFAX、Eメール等他の方法での申込みは一切受け付けません。

※申込内容に不備、虚偽のある場合は受講決定後や研修受講中でも決定を取り消す場合があります。

※申込が正しく完了した場合は、登録されたメールアドレス宛に自動返信メールが送信されますので、必ずご確認ください。

※こちらから連絡する場合は、申込責任者に連絡します。

※申込書に記載された個人情報は研修事業以外の目的には使用しません。

※他の都道府県からご応募される場合は、事前に下記ホームページ研修部門からお問い合わせメールにてご相談ください。

(2) 申込締め切り

令和4年11月28日(月)正午まで※締切後の申込登録は一切受け付けません。

[申し込み先]

ホームページからのネット申込のみ

総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所 研修センター

サービス管理責任者・児童発達責任者研修 更新研修ページから申込

<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/?cat=30>

7. 受講決定

- (1) 申込者多数の場合は、選考により受講者を決定します。
- (2) 兵庫県内に所在を有する事業所にて現に従事されている方を優先します。
- (3) 受講の可否については、申込の際にご記入いただいた郵送物発送先住所へ発送いたします。
※発送日は、決定次第ホームページに掲載します。
- (4) 受講決定後に受講者の変更はできません。
- (5) 選考結果の理由等は一切お答えできませんので、ご了承ください。

8. 事前課題

サービス管理責任者等更新研修には事前課題があります。事前課題は、研修修了に必要な必須カリキュラムに含まれるとともに、演習で重要な位置づけとなっております。指定日に提出がされなかった場合や、記載内容に明らかな空白がある場合は、**カリキュラム未修了となり、研修の受講を取り消すと同時に、修了証の交付はできません。過去に未提出の方が受講取り消しとなった例もございます。**

9 修了証書の交付

- (1) カリキュラムを修了された方には、兵庫県知事印の修了証書を交付します。
- (2) 修了証書は研修終了後にお渡しする予定です。
- (3) 補講等の予定はありません。
- (4) 遅刻、早退がある場合、研修受講態度が著しく不良な場合（注）等については、カリキュラム未修了として、修了証書の交付を行わない場合があります。

(注)①他の受講者に迷惑となる行為
②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等での消極的な態度も含む）
③研修中の携帯電話等の使用、研修に関係のない行為、居眠り等
④研修に関するルールを守れない場合（駐車が認められていない場所への無断駐車等）

10 重要事項

- (1) **必ず「研修受講における留意事項」を確認したうえで、お申込みください。**
- (2) 受講申込時に、記入相違等の不備がないよう確認ください。
- (3) 申込後は、登録されたメールアドレス宛に自動返信メールが届きます。申込内容及び申込受理については、そちらをご確認ください。
- (4) 受講決定者には、メールで連絡する場合がございますので、申込時に入力するメールアドレスは常時確認できるアドレスを間違いなく入力ください。
- (5) 受講申込等に虚偽の内容を記載された場合、受講決定後でも決定を取り消す場合があります。
- (6) 研修内容・申込についてのお問い合わせは、問い合わせメールでお願いします。担当者が不在の場合は、すぐに回答出来ない事がありますのでご容赦ください。
- (7) オンライン実施に変更となる場合
 - ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、Zoom(Web 会議ツール)を活用したオンライン型受講の研修に変更する場合があります。
 - ・オンライン実施に変更となった場合には、パソコン、Web カメラ、マイク等をご用意していただきますようご協力をお願いいたします。(環境整備等に伴う全費用は受講者所属施設・事業所様負担となります。)

・オンライン型研修受講の際は、所属する法人代表者及び申し込み責任者が以下の2点について責任をもって確保した場所（自施設等）、あるいは同等の環境にあると認めた場所（自職場等以外でも可）で受講をお願いします。

- ① Zoom（Web会議ツール）を用いたオンライン受講における環境が設備されていること。
 - ② 静かであつ受講者以外の方の映り込みがない等の配慮がされた、集中して受講できる環境であること。
- ・Zoomのインストールや環境等を含む基本的な設定におけるサポート等は研修センターでは致しません。各施設・事業所様にてご用意及び設定をお願い申し上げます。
 - ・研修時に接続できない等の不具合が生じた場合は、いかなる理由にせよ遅刻及び欠席相当として取り扱いさせていただきます。（当方都合を除きます。）
 - ・オンライン実施となった場合は、研修資料を郵送先住所にお送りいたします。

◆問い合わせ先◆

【研修内容・申込について】ホームページは、福祉のまちづくり研究所 研修センターで検索してください。

※申込み期間中は、お電話での問い合わせが殺到し、担当に繋がらない、すぐに回答できない等々があります。その為、研修内容についての問い合わせは、下記 URL の研修部門のお問い合わせメールにてお願いいたします。回答については、メールかお電話で回答いたします。

福祉のまちづくり研究所ホームページから
研修部門→お問い合わせページに移動していただき、メールにてお問い合わせください。
<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/form/contact/contact.cgi>

【担当】宮辻・谷垣

【研修制度や事業申請等に関すること】

兵庫県 福祉部 障害福祉課 障害政策班

E-mail : shougaiika@pref.hyogo.lg.jp

TEL: 0 7 8 - 3 4 1 - 7 7 1 1 (代表)

【担当】小池(おいけ) (内線: 3005)

女鹿(めが) (内線: 2969)